

地域金融円滑化のための基本方針

村上信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

(1) 態勢整備を図るために理事会等において決議した事項

- ・態勢整備のため、「地域金融円滑化のための基本方針」「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」を策定しました。

(平成 22 年 1 月 29 日)

- ・金融円滑化管理責任者に理事・審査管理部長を選任しました。

(平成 22 年 1 月 29 日)

(2) お客さまへのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備

- ・理事会において「中小企業等金融円滑化法」について説明致しました。

(平成 21 年 12 月 22 日)

- ・お客さまへのきめ細やかな経営相談推進のため、本部審査管理部内に「経営改善支援チーム」を設置し、企業支援課内に苦情相談窓口を設置しました。

(平成 21 年 12 月 11 日)

- ・事業資金や住宅ローン等の借入れを受けているお客さまの資金繰りや返済等について、親身かつ迅速な対応をするため、全営業店に「ご返済相談窓口」を設置しました。

(平成 21 年 12 月 11 日)

(3) お客さまの事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修

- ・貸付の条件変更等に積極的に取り組むため、営業店長に対し「中小企業等金融円滑化法」「地域金融円滑化のための基本方針」「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」についての説明会を行い、地域金融の円滑化に取り組むよう徹底しました。

(平成 21 年 12 月 14 日・平成 22 年 2 月 4 日)

(4) 「中小企業金融円滑化法」の期限到来後の対応について

- ・「中小企業金融円滑化法」は平成 25 年 3 月 31 日期限を迎え失効した。

- ・「中小企業金融円滑化法」の期限到来後においても、地域金融の円滑化に取り組むよう周知・徹底しました。

(平成 24 年 10 月 31 日・平成 25 年 1 月 24 日・平成 25 年 2 月 14 日)

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申出

があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

村上信用金庫 審査管理部 企業支援課 電話番号 0254-53-5573（本部直通）

F A X 0254-53-3849

E-mail : murashin@murakami-shinkin.com

以 上